

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和六年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十四号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

係規則の整理に関する規則

(広島県漁港区区域内における行為等に関する規則の一部改正)

第一条 広島県漁港区区域内における行為等に関する規則(平成十二年広島県規則第九十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第百三十七号以下「法」という。)第二十四条第一項後段の規定による立入り若しくは使用(以下「立入り等」という。)の許可、法第二十七条第一項の規定による漁港施設の処分(以下「処分」という。)の許可、法第三十八条第一項の規定による認可、法第三十九条第一項の規定による占用その他の行為(以下「占用等」という。)の許可に係る申請手続又は同条第四項の規定による占用等に係る協議(以下「協議」という。)の手続その他法の施行に必要な事項を規定する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第二十四条第一項後段の規定による立入り若しくは使用(以下「立入り等」という。)の許可、第三十七条第一項の規定による漁港施設の処分(以下「処分」という。)の許可、第三十八条の規定による認可、第三十九条第一項の規定による占用その他の行為(以下「占用等」という。)の許可に係る申請手続又は第三十九条第四項の規定による占用等に係る協議(以下「協議」という。)の手続その他法の施行に必要な事項を規定する。</p>
<p>(利用等の認可申請)</p> <p>第五条 法第三十八条第一項の認可を受けようとする者は、別記様式第二号による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(工事等の届出)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>一 法第三十八条第一項の認可に係る行為を廃止したとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十一条 削除</p>	<p>(利用等の認可申請)</p> <p>第五条 法第三十八条の認可を受けようとする者は、別記様式第二号による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(工事等の届出)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>一 法第三十八条の認可に係る行為を廃止したとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>(身分を示す証票)</p> <p>第十一条 法第十九条第十一項(法第十九条の第二四項において準用する場合を含む。)、法第二十四条第二項(法第三十六条第一項において準用する場合を含む。)、及び法第四十一条第四項に規定する身分を示す証票の様式</p>

は、漁港漁場整備法施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）別記様式第四号によるものとする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号（第4条、第7条関係）

漁港施設の処分の許可（変更）申請書

広島県知事 様 _____年 月 日

申請人 住所
氏名
〔法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

(略)

1—3 (略)

4 (略)

(略)	
賃貸の 期間	_____年 月 日から _____年 月 日まで

5・6 (略)

注 1—3 (略)

4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

改正前

別記様式第1号（第4条、第7条関係）

漁港施設の処分の許可（変更）申請書

広島県知事 様 _____平成 年 月 日

申請人 住所
氏名
〔法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

(略)

1—3 (略)

4 (略)

(略)	
賃貸の 期間	_____平成 年 月 日から _____平成 年 月 日まで

5・6 (略)

注 1—3 (略)

様式第2号（第5条、第7条関係）

漁港施設利用方法等の認可（変更）申請書

年 月 日

広島県知事 様

申請人 住 所
氏 名

〔法人にあつては、事務所の所在
地、名称及び代表者の氏名〕

（略）

1—4 （略）

5 施設の利用開始予定年月日

年 月 日利用開始予定

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第2号（第5条、第7条関係）

漁港施設利用方法等の認可（変更）申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請人 住 所
氏 名

〔法人にあつては、事務所の所在
地、名称及び代表者の氏名〕

（略）

1—4 （略）

5 施設の利用開始予定年月日

平成 年 月 日利用開始予定

注 不用の文字は、消すこと。

様式第3号 (第6条関係)

工作物 建設 許可申請書 改良	
_____年 月 日	
広島県知事 様	申請人 住 所 氏 名 〔法人にあつては、事務所の所在 地、名称及び代表者の氏名〕
(略)	
(略)	
工 事 の 期 間	_____年 月 日から _____年 月 日まで
(略)	
注 (略)	

様式第3号 (第6条関係)

工作物 建設 許可申請書 改良	
平成 _____年 月 日	
広島県知事 様	申請人 住 所 氏 名 〔法人にあつては、事務所の所在 地、名称及び代表者の氏名〕
(略)	
(略)	
工 事 の 期 間	平成 _____年 月 日から 平成 _____年 月 日まで
(略)	
注 (略)	

様式第4号 (第6条関係)

土砂採取許可申請書	
_____年 月 日	
広島県知事 様	申請人 住 所 氏 名 〔法人にあつては、事務所の所在 地、名称及び代表者の氏名〕
(略)	
(略)	
採取の期間	_____年 月 日から _____年 月 日まで
注 (略)	

様式第4号 (第6条関係)

土砂採取許可申請書	
平成 _____年 月 日	
広島県知事 様	申請人 住 所 氏 名 〔法人にあつては、事務所の所在 地、名称及び代表者の氏名〕
(略)	
(略)	
採取の期間	平成 _____年 月 日から 平成 _____年 月 日まで
注 (略)	

様式第5号 (第6条関係)

土地の掘削盛土許可申請書	
_____年 月 日	
広島県知事 様	
申請人 住所 氏名 〔法人にあつては、事務所の所在 地、名称及び代表者の氏名〕	
(略)	
(略)	
掘削盛土の期間	_____年 月 日から _____年 月 日まで
注 (略)	

様式第5号 (第6条関係)

土地の掘削盛土許可申請書	
平成_____年 月 日	
広島県知事 様	
申請人 住所 氏名 〔法人にあつては、事務所の所在 地、名称及び代表者の氏名〕	
(略)	
(略)	
掘削盛土の期間	平成_____年 月 日から 平成_____年 月 日まで
注 (略)	

様式第6号 (第6条関係)

汚水放流等許可申請書	
_____年 月 日	
広島県知事 様	申請人 住 所 氏 名 〔法人にあつては、事務所の所在 地、名称及び代表者の氏名〕
(略)	
(略)	
放 流 放 棄 の 期 間	_____年 月 日から _____年 月 日まで
(略)	
注 (略)	

様式第6号 (第6条関係)

汚水放流等許可申請書	
平成 _____年 月 日	
広島県知事 様	申請人 住 所 氏 名 〔法人にあつては、事務所の所在 地、名称及び代表者の氏名〕
(略)	
(略)	
放 流 放 棄 の 期 間	平成 _____年 月 日から 平成 _____年 月 日まで
(略)	
注 (略)	

様式第7号 (第6条関係)

水 域 公共空地 占用許可申請書	
_____年 月 日	
広島県知事 様	申請人 住 所 氏 名 〔法人にあつては、事務所の所在 地、名称及び代表者の氏名〕
(略)	
(略)	
占 用 の 期 間	_____年 月 日から _____年 月 日まで
(略)	
工事の実施期間	_____年 月 日から _____年 月 日まで
注 (略)	

様式第7号 (第6条関係)

水 域 公共空地 占用許可申請書	
平成 _____年 月 日	
広島県知事 様	申請人 住 所 氏 名 〔法人にあつては、事務所の所在 地、名称及び代表者の氏名〕
(略)	
(略)	
占 用 の 期 間	平成 _____年 月 日から 平成 _____年 月 日まで
(略)	
工事の実施期間	平成 _____年 月 日から 平成 _____年 月 日まで
注 (略)	

様式第9号 (第7条関係)

占用等の許可変更申請書	
_____年 月 日	
広島県知事 様	
申請人 住 所 氏 名 〔法人にあつては、事務所の所在 地、名称及び代表者の氏名〕	
(略)	
(略)	
許可年月日及び 指 令 番 号	_____年 月 日 号
(略)	
注 (略)	

様式第9号 (第7条関係)

占用等の許可変更申請書	
平成 _____年 月 日	
広島県知事 様	
申請人 住 所 氏 名 〔法人にあつては、事務所の所在 地、名称及び代表者の氏名〕	
(略)	
(略)	
許可年月日及び 指 令 番 号	平成 _____年 月 日 号
(略)	
注 (略)	

様式第10号 (第8条関係)

地 位 承 継 届 出 書	
_____年 月 日	
広島県知事 様	許認可を受けた者 住 所 氏 名
	承 継 人 住 所 氏 名
	〔法人にあつては、事務所の所在 地、名称及び代表者の氏名〕
(略)	
(略)	
許認可年月日及び 指 令 番 号	_____年 月 日 号
(略)	
注 (略)	

様式第10号 (第8条関係)

地 位 承 継 届 出 書	
平成 _____年 月 日	
広島県知事 様	許認可を受けた者 住 所 氏 名
	承 継 人 住 所 氏 名
	〔法人にあつては、事務所の所在 地、名称及び代表者の氏名〕
(略)	
(略)	
許認可年月日及び 指 令 番 号	平成 _____年 月 日 号
(略)	
注 (略)	

様式第11号 (第9条関係)

行為着手等届出書

_____年 月 日

広島県知事 様

届出人 住所
氏名
〔法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

(略)

(略)	
許可年月日及び 指 令 番 号	_____年 月 日 号
(略)	
着手 行為の 中止 年月日 完了 廃 止 年 月 日	_____年 月 日

注 (略)

様式第11号 (第9条関係)

行為着手等届出書

平成 _____年 月 日

広島県知事 様

届出人 住所
氏名
〔法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

(略)

(略)	
許可年月日及び 指 令 番 号	平成 _____年 月 日 号
(略)	
着手 行為の 中止 年月日 完了 廃 止 年 月 日	平成 _____年 月 日

注 (略)

(広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第二条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年広島県規則第十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第二十一条 (市町が処理する事務の範囲)</p> <p>(略)</p>	<p>九 特例条 例第三条 の表の第 四号(7)に 規定する 漁港及び 漁場の整 備等に関 する法律 及び広島 県漁港管 理条例の 施行に係 る事務の うち、規 則に基づ く事務で あって別 に規則で 定めるも の</p> <p>(略)</p>	<p>第二十一条 (市町が処理する事務の範囲)</p> <p>(略)</p>	<p>九 特例条 例第三条 の表の第 四号(7)に 規定する 漁港漁場 整備法及 び広島県 漁港管理 条例の施 行に係る 事務のう ち、規則 に基づ く事務で あって別 に規則で 定めるも の</p> <p>(略)</p>

(ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例施行規則(平成三年広島県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(大規模行為の届出を要しない行為)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>一一五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>イ 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第百三十七号)第三条第二号へに掲げる養殖用作業施設及び同号トに掲げる荷さばき所又は野積場内における物品の集積又は貯蔵</p> <p>ロー二 (略)</p>	<p>(大規模行為の届出を要しない行為)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>一一五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>イ 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第百三十七号)第三条第二号へに掲げる養殖用作業施設及び同号トに掲げる荷さばき所又は野積場内における物品の集積又は貯蔵</p> <p>ロー二 (略)</p>	<p>(大規模行為の届出を要しない行為)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>一一五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>イ 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第百三十七号)第三条第二号へに掲げる養殖用作業施設及び同号トに掲げる荷さばき所又は野積場内における物品の集積又は貯蔵</p> <p>ロー二 (略)</p>	<p>(大規模行為の届出を要しない行為)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>一一五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>イ 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第三条第二号へに掲げる養殖用作業施設及び同号トに掲げる荷さばき所又は野積場内における物品の集積又は貯蔵</p> <p>ロー二 (略)</p>

七 (略)

七 (略)

(広島県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第四条 広島県立自然公園条例施行規則(昭和三十九年広島県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>一一八 (略)</p> <p>八の二 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第百三十七号) 第三条 第一号に掲げる施設若しくは同条第二号イ、ロ若しくはハに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)又は沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号) 第二条第一項に規定する沿岸漁業(総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船(とう載漁船を除く。)を使用して行うものを除く。)をいう。以下この号において同じ。)の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>九一二二の五 (略)</p> <p>一二二の六 漁港及び漁場の整備等に関する法律第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>一二二の七―二六 (略)</p> <p>二六の二 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三十四条第一項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。</p> <p>二二六の二―三三 (略)</p>	<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>一一八 (略)</p> <p>八の二 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号) 第三条 第一号に掲げる施設若しくは同条第二号イ、ロ若しくはハに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)又は沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号) 第二条第一項に規定する沿岸漁業(総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船(とう載漁船を除く。)を使用して行うものを除く。)をいう。以下この号において同じ。)の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>九一二二の五 (略)</p> <p>一二二の六 漁港漁場整備法第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>一二二の七―二六 (略)</p> <p>二六の二 漁港漁場整備法第三十四条第一項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。</p> <p>二二六の二―三三 (略)</p>

(広島県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第五条 広島県自然環境保全条例施行規則(昭和四十八年広島県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別地区内の行為の許可基準) 第十五条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>(イ)―ハ (略)</p> <p>(ト) 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第百三十七号)第三条に規定する漁港施設又は同法第六十六条の規定により漁港施設とみなされた施設</p> <p>(チ)―テ (略)</p> <p>ニ・ホ (略)</p> <p>二十四 (略)</p> <p>(特別地区内における許可等を要しない行為)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ―ハ (略)</p> <p>ニ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)、特別地区が指定され若しくはその区域が拡張された際現に同法第六十六条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第十六条第四項の規定による許可を受けて設置されたもの(条例第二十一条第一項後段の規定による協議に係るものを含む。を改築し、又は増築すること。</p> <p>ホ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。</p> <p>ヘ―ウ (略)</p> <p>二十九 (略)</p> <p>十 (略)</p> <p>イ―ハ (略)</p> <p>ト 漁港及び漁場の整備等に関する法律第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>チール (略)</p> <p>十一―十三 (略)</p>	<p>(特別地区内の行為の許可基準) 第十五条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>(イ)―ハ (略)</p> <p>(ト) 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第三条に規定する漁港施設又は同法第四十条の規定により漁港施設とみなされた施設</p> <p>(チ)―テ (略)</p> <p>ニ・ホ (略)</p> <p>二十四 (略)</p> <p>(特別地区内における許可等を要しない行為)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ―ハ (略)</p> <p>ニ 漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)、特別地区が指定され若しくはその区域が拡張された際現に同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第十六条第四項の規定による許可を受けて設置されたもの(条例第二十一条第一項後段の規定による協議に係るものを含む。を改築し、又は増築すること。</p> <p>ホ 漁港漁場整備法第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。</p> <p>ヘ―ウ (略)</p> <p>二十九 (略)</p> <p>十 (略)</p> <p>イ―ハ (略)</p> <p>ト 漁港漁場整備法第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>チール (略)</p> <p>十一―十三 (略)</p>

(広島県野生生物の種の保護に関する条例施行規則の一部改正)

第六条 広島県野生生物の種の保護に関する条例施行規則(平成七年広島県規則第一号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(捕獲等の届出の適用除外) 第四条 (略) 一―三 (略) 四 (略) イ・ロ (略) ハ 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第三百二十七号)第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)又は同法第六十六条の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。 ニ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。 ホ―オ (略)</p> <p>(保護区内における届出を要しない行為) 第十三条 (略) 一 (略) イ―ヘ (略) ト 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。 チ―フ (略) コ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)、野生生物保護区が指定された際現に同法第六十六条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされたもの(条例第三十三条第三項の規定による届出をして設置されたもの(条例第三十三条第三項の規定による通知に係るものを含む。))を改築し、又は増築すること。 エ―ユ (略) 二―七 (略)</p> <p>(管理地区内における許可を要しない行為) 第十七条 (略) 一 (略)</p>	<p>(捕獲等の届出の適用除外) 第四条 (略) 一―三 (略) 四 (略) イ・ロ (略) ハ 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百二十七号)第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)又は同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。 ニ 漁港漁場整備法第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。 ホ―オ (略)</p> <p>(保護区内における届出を要しない行為) 第十三条 (略) 一 (略) イ―ヘ (略) ト 漁港漁場整備法第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。 チ―フ (略) コ 漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)、野生生物保護区が指定された際現に同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされたもの(条例第三十三条第三項の規定による届出をして設置されたもの(条例第三十三条第三項の規定による通知に係るものを含む。))を改築し、又は増築すること。 エ―ユ (略) 二―七 (略)</p> <p>(管理地区内における許可を要しない行為) 第十七条 (略) 一 (略)</p>

<p>改正後</p> <p>（陸揚輸送等の区域における利用の許可申請） 第四条（略）</p>	<p>改正前</p> <p>（陸揚輸送等の区域における利用の許可申請） 第四条（略）</p>
<p>イ（略）</p> <p>ロ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、管理地区が指定された際現に同法第六十六条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第二十一条第四項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第三十三条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。</p> <p>八一―（略）</p> <p>ハ―チ（略）</p> <p>ハ―十一（略）</p> <p>（国等に関する協議の適用除外等） 第二十三条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ（略）</p> <p>(1) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第六条の規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合</p> <p>(2)―(6)（略）</p> <p>二―（略）</p> <p>二―ハ（略）</p>	<p>イ（略）</p> <p>ロ 漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、管理地区が指定された際現に同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第二十一条第四項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第三十三条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。</p> <p>八一―（略）</p> <p>ハ―チ（略）</p> <p>ハ―十一（略）</p> <p>（国等に関する協議の適用除外等） 第二十三条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ（略）</p> <p>(1) 漁港漁場整備法第六条の規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合</p> <p>(2)―(6)（略）</p> <p>二―（略）</p> <p>二―ハ（略）</p>

（広島県漁港管理条例施行規則の一部改正）
 第七条 広島県漁港管理条例施行規則（昭和四十年広島県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>一―三 (略)</p> <p>四 船舶番号又は漁船登録番号がある船舶を停係泊しようとするときは、当該船舶番号又は漁船登録番号</p> <p>五 前号に該当しない船舶で、船舶検査済票の交付を受けている船舶を停係泊しようとするときは、当該船舶検査済票の番号</p> <p>六―八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用の届出)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>一 岸壁、物揚場、棧橋若しくは浮棧橋に船舶を係留し、又は船揚場を使用しようとする場合 別記様式第一号</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>一―三 (略)</p> <p>四 船舶番号又は漁船登録番号がある船舶を停けい泊しようとするときは、当該船舶番号又は漁船登録番号</p> <p>五 前号に該当しない船舶で、船舶検査済票の交付を受けている船舶を停けい泊しようとするときは、当該船舶検査済票の番号</p> <p>六―八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用の届出)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>一 岸壁、物揚場、棧橋若しくは浮棧橋に船舶をけい留し、又は船揚場を使用しようとする場合 別記様式第一号</p> <p>二・三 (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の広島県漁港区域内における行為等に関する規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の広島県漁港区域内における行為等に関する規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。